

交通安全テスト 平成26年4月号

解答・解説 (3・4年生用)

① ^{どうろ} ^{ある} ^{どうろ} ^{みぎはし} ^{ある} 道路を歩くときは道路の右端を歩く。【○】

A : ● 道路交通法第10条第1項 (通行区分 (抜粋))

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

<指導のポイント>

歩行者が通る所は

- 歩道
- 路側帯



路側帯

(白い1本線)



駐停車禁止路側帯

(白い1本線と破線)



歩行者用路側帯

(白い線が2本)

○ 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通ること。

※ ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができる

② ^{どうろ} ^{なな} ^{おうだん} 道路は斜めに横断してはいけない。【○】

A : ● 道路交通法第12条 (横断の方法)

第1項 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

第2項 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

<指導のポイント>

道路を斜めに渡ることは、道路にいる時間が長くなり、それだけ

危険な場所にいる時間が長くなります。

少し遠回りになっても、安全な横断施設（横断歩道、歩道橋等）を利用するよう指導してください。

- ③ 自分の体に合った自転車は、自転車のサドルにまたがった時、片方の足先が地面につく高さであればよい。【×】

A：● 交通の方法に関する教則第3章第1節2 自転車の点検(1)
サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。

<指導のポイント>

自転車はタイヤが2本のバランスの乗り物です。

足がつかない自転車に乗ると、いざという時にしっかり体を支えることが出来ず、倒れてしまうこととなります。

しっかり両足が地面につく高さの自転車に乗りましょう。

- ④ 一時停止「止まれ」の標識は、車は止まるが自転車は止まらなくてもよい。【×】

A：● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

<指導のポイント>

車の仲間（道路交通法第2条第1項第11号「自転車は車両（軽車両）」）である自転車も、この一時停止「止まれ」の標識では、必ず一時停止をしなければなりません。

自転車も必ず、止まって安全確認をしましょう。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないことを確認して進みましょう。

- ⑤ 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。【○】

A：● 道路交通法第63条の6（自転車の横断方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節3 交差点の通り方(5)

交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

<指導のポイント>

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を渡りましょう。